桑名シニアテニス連盟規約

第1章 総則

第1条(名称)

本連盟は「桑名シニアテニス連盟」(以下本連盟という)と称する。

第2条(事務所)

本連盟の所在地は会長の自宅に置く。

第3条(目的)

本連盟の目的は、テニスを愛好するシニア年齢層の人々の親睦と友好を深めて心身の健康を維持増進し、生きる喜びと楽しみを共有し、もって地域社会のスポーツ活動の普及・保健福祉に貢献することを目的とする。

第2章 会員

第4条 (会員の資格)

- 1 本連盟の会員は第3条の目的に賛同し、当年度(1月1日から12月31日)中に満60歳以上に達する男性及び満50歳以上に達する女性で、本連盟に入会が承認され、第8条の年会費を納入した者とする。
- 2 「三重県シニアテニス連盟」の会員資格を有することは任意とする。

第3章 役員

第5条(役員とその業務)

1 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名 (適宜)

(副会長は会長を補佐し会長が事故等不在時は会長代行を行う)

幹事若干名

監査 1名 (別に相談役 若干名)

- 2 役員の改選にあたっては、幹事会が役員および会員の中から新役員を推薦する。
- 3 会長は本連盟を代表し、その会務を統括する。
- 4 幹事は会長の指示を受けて、本連盟運営の実務「総務」「行事」「会計」など実務執行を行う。また、別に定める「連絡網」を通じ、年会費、大会参加費などの徴収と会員との諸連絡の役割を果たす。
- 5 監査は年度末および随時会計経理の監査を行う。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 7 役員に欠員が生じたときは、会員の中より後任を選任し、その任期は前役員の残任期間とする。

第4章 会議

第6条(会議)

- 1 毎年1回総会を開く、総会は本連盟の最高決議機関とし、会長が招集する。また、役員の2分の1以上の要請があったときは臨時総会を開かねばならない。総会の成立要件は会員の過半数の出席(ただし委任状を含む)を要するものとする。
- 2 幹事会は総会に次ぐ議決機関であって会長、幹事、監査、相談役で構成し、総会への付議事項を審議し、 緊急事項を処理する。また、業務執行機関として随時会長が招集し所要の日常業務を分担して執行する。
- 3 総会および幹事会の議決要件は、委任状を含む出席者の過半数とする。
- 4 総会の議長は会長がこれにあたる。

第5章 事業

第7条(事業)

本連盟はその目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 毎年度2回以上は「本連盟親睦大会」(交流親睦大会を含む)を行う。
- 2 適時に会員連絡網(会員・役員名簿を含む)、総会議事録、幹事会議事録を作成し、幹事を通じ会員に 広報する。
- 3 その他幹事会、総会で提起された必要と決議された事業を行う。

第6章 会計

第8条(会計)

- 1 本連盟の運営経費は、会員の年会費、寄附金およびその他の諸収入により賄うものとする。本連盟の会員は、年会費5百円を毎年度当初に納入する。一旦納入された年会費は返却しない。 なお、「三重県シニアテニス連盟」(任意加入)の年会費は「三重県シニアテニス連盟規約」に準ずる。
- 2 会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。
- 3 会費等本連盟年会費、保険料、参加料等)の納入は、会員連絡網上部に記載された幹事を通じて納入し、 これを会長がまとめて納入する。また、本連盟年会費は本連盟の運営費にあてる。

第7章 付則

第9条(付則)

- 1 本規約は2007年 4月 5日より施行する。
- 2 本規約は2008年 4月 3日より改定施行する。
- 3 本規約は2009年 4月 2日より改定施行する。
- 4 本規約は2011年 4月 日より改定施行する。(代表者の変更)
- 5 本規約は2012年 11月 1日より改定施行する。(桑名シニアテニス連盟の組織住所変更)
- 6 本規約は2017年 4月14日より改定施行する。(第5条(役員とその業務) 『会長は「三重県シニアテニス連盟」の本連盟を代表する幹事を兼ねる』 という条項を削除)
- 7 本規約は2019年 4月11日より改定施行する。(第5条(役員とその業務) 副会長の設置)
- 8 本規約は2021年 4月15日より改定施行する。(代表者の変更)
- 9 本規約は2021年 11月16日より改定施行する。(目的・会員資格年会費の変更)